

平成27年(フ)第6000号

破産者 株式会社goodgo99

平成27年7月7日午後3時破産手続開始決定

平成30年7月10日午後1時30分第7回債権者集会期日

平成30年7月10日

東京地方裁判所民事第20部特定管財K-2A係 御中

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2-1 MK麹町ビル8階

麹町パートナーズ法律事務所

電話03-3556-6939/Fax03-3234-4525

上記破産者破産管財人 弁護士 小林 克典

第7回債権者集会の報告書

破産財団の残高

金 2億4878万5465円(平成30年7月5日現在)

破産管財業務の経過

別紙のとおり

以上

第1 管財業務の概要

前回集会以降の管財業務の概要は次のとおりである。

1 元代表取締役等に対する法的手続

(1) 元代表取締役からの回収

平成29年1月31日付で成立した元代表取締役が破産会社に対して総額1億円を支払う内容による和解に基づき現在まで6950万円を回収済みであるが、平成30年3月以降の分割弁済金につき、一部弁済しかなく、平成30年7月までの全額回収が困難となったことから、同年7月4日に相手方代理人と残額(3050万円)の一括弁済の実現に向けて協議し、本年末までに残額の弁済を得る予定である。

(2) マイケル・ウー及びBに対する責任追及

マイケル・ウーに対しては、台湾の謝弁護士にその交渉を依頼し、謝弁護士はマイケル・ウーに対し支払催告書の書面を送付している。一方、Bに対する裁判は、引き続き審理が継続している。次回期日は、平成30年7月17日である。

2 破産会社役員の実質的責任追及

破産会社の元取締役に対して提起した東京地方裁判所平成28年(ワ)第39890号不当利得返還請求事件においては、被告らが、多数の下位会員から多額の資金を預かっているのにも関わらず、自らから破産会社への振込送金は全て自分が支出したものであり、その額は自らが破産財団に返還すべき金額から控除されるべきとの旨を主張していることは前回報告済みである。今回、会員に対して、破産会社役員も含め上位会員へ預託した金員について、後述の「代行入金申告書」の提出を求めており、この「代行入金申告書」の金額を調査することで、破産者役員の実質的な拠出額を解明することができ、上記裁判の審理を更に進められることができる。上記裁判の次回期日は平成30年8月22

日であるが年内には一定の結論を得たい。

3 上位会員への責任追及

上位会員に対する東京地方裁判所平成28年(ワ)第15630号事件では、既に、被告の一人との間で、約449万円の和解が成立し、現在までに400万円を回収している。その余の会員は、破産者役員と同じような主張をしていることから、後述の「代行入金申告書」の金額を調査し、当該上位会員の実質的な出捐額を確定させて、審理を進めたい。同裁判の次回期日は平成30年9月5日である。

4 ホームページの更新

債権者等の関係者に対する広報のため、次のホームページの更新手続を行なっている（スマートフォン・タブレット端末対応済み）。

<http://www.k-partners.jp/hasan.html>

5 その他

埼玉県熊谷市に在住する高齢者が、破産会社へ出資するための金員を上位会員へ預託したにもかかわらず、上位会員は、その預り金を破産会社へ入金していないとして上位会員を相手方に詐欺容疑で申し立てた事案につき、埼玉県警熊谷署が詐欺被疑事件として捜査を開始していることが判明した。既に、破産会社が破綻して3年が経過するが、被害者の多くが高齢者であることから、警察が捜査を開始したと思料される。

第2 主な換価業務の概要

前回債権者集会後に合計で金3022万3587円を回収している。

第3 破産財団の状況

- 1 平成30年7月5日現在2億8008万8505円を収集した。
- 2 同日現在の破産財団形成額は2億4878万5465円である。

第4 負債の状況

1 債権認否のための取引調査について

これまで、管財人は、債権者からの届出債権に対して、書面による追加資料の提出を求めて来たが、破産者のリレー取引の特質（上位会員を経由する出資）から、その内容を正確に把握することが困難であった。破産者の行っているリレー取引は、実態は無限連鎖の防止に関する法律2条に規定する無限連鎖講であり、公序良俗に反する取引であること、破産者の支払った配当金は他の会員の出捐による金銭が原資であること、破産者の本件事業の破綻により、会員の多くの者が損失を受けた破産債権者として存在すること、他方、破産者に対して出捐した金銭以上の金額を利得している上位会員等が少なからず存在することから、判例の趣旨（最高裁・平成26年10月28日民集68巻8号）や債権者間の衡平の観点を踏まえ、届出債権を再度洗い直すこととした。すなわち、本年3月から5月にかけて債権届出を行った者及びその他の破産会社からの出金額が破産会社への入金額を超過している者に対し、破産管財人が認識している破産会社との入出金状況を個別に知らせて、破産会社からの出金額が破産会社への入金額を超過している者に対しては超過額の7割の返還を請求する旨、その余の者については入出金額の差額を破産債権額として認める予定である旨の通知を行い、合わせて、通知した入出金状況の誤りがある者に対してその訂正を求める申告、他の会員から資金を預かり破産会社に入金した者があれば、預かって破産会社に代行入金した額についての申告（以下「代行入金申告書」という）を求めた。その通知総数は7146通である。これに対しては概ね2000通程度の応答があり、約1000件程度の代行入金申告書及び30件程度の訂正を求める申告（基本的に同姓同名者の取引の混同の是正を求めるものである。）があった。それと別に、86名の者から合計で2692万3587円の利得金の返還があった。これらについては現在集計作業中であり、その結果に応じて、認める破産債権額を整理するほか、返還請求対象者に対しては、返還請求額を見直して、順次訴訟を

含めた返還手続きを進める予定である。

なお、上記の応答の中にはポイントの振替等についての申告及び上位会員への資金提供についての申告が相当数含まれているが、リレーションセールスは公序良俗に違反する無効なものであり、それに由来するポイント等の一切も無効なものであること、また、上位会員に提供した資金については、上位会員が代行入金申告書により代行入金と自認したものを除いては、資金提供者の損失に基づく破産会社の利得とは認められないとの対応を取る予定である。

2 債権認否の準備

上記の調査は約2か月強の期間を要する見込みであり、その結果に基づき、債権認否の準備を進めたい。

第5 今後の予定

1 係属中の訴訟の追行

B及び元取締役らに対する訴訟並びに提訴済みの上位会員に対する訴訟については、係属中である。破産会社の役員等及び高額利得者に対する利得金返還請求訴訟では、利得金の返還自体は認められる見込みであり、現在は前記取引調査の結果も踏まえての返還金額に関する主張立証という局面に移行している。

Bに対する訴訟では、人証等の立証の段階に入る予定である。

2 追加の提訴

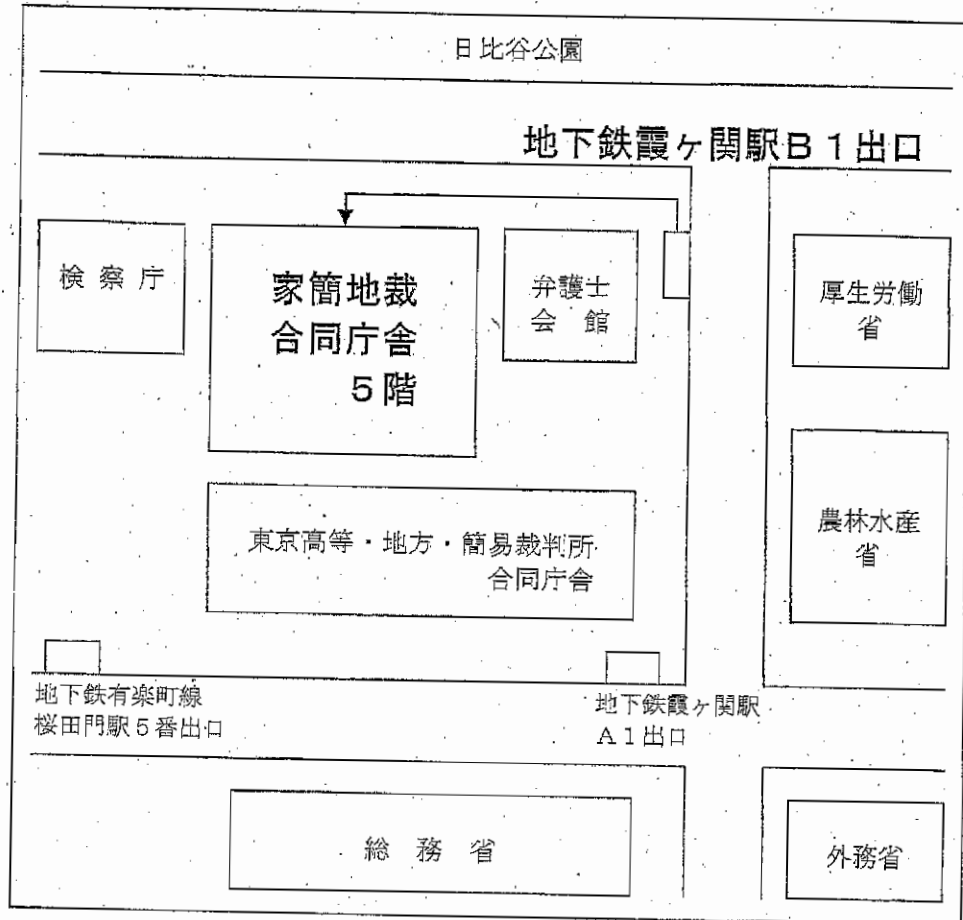
マイケル・ウーに対しては、前述のとおり、台湾の謝弁護士に弁済交渉を依頼しており、状況により、マイケル・ウーの居住地である台湾においても訴訟を提起することも検討している。また、利益返還に応じない上位会員に対しては、前述のとおり、訴訟も含めた返還手続きを進める予定である。

3 債権認否

上記の調査結果及びそれに対する訂正等を求める申告に基づいてなるべく早く正式な債権認否を行い、それに基づいて早期に中間配当を実現すべく努力する。

以上

債権者集会場のご案内



債権者集会は

家簡地裁合同庁舎 5階

債権者等集会場 1

で行います。

出席される場合は場所をお間違いないようご注意ください。

平成27年(フ)第6000号

破産者 株式会社goodgo99

破産管財人 弁護士 小林 克典

財 産 目 録

(開始決定日=平成27年7月7日現在)

資 産 の 部

単位=円

番号	枝番	科 目	簿価 又は 申立書記載金額	時価評価額	財団組入 (見込)額	備 考	残務 (○=未了)
1		現金 (平成27年7月9日引継)	5,000,000	5,000,000	5,000,000		
2		預金					
	1	三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通 0107045			171,835		
	2	三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通 0149230			0		
	3	三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通 0149214			358		
	4	三井住友銀行 浜松町支店 普通 7625249			51,924		
	5	みずほ銀行 梅田支店 普通 1474234			7,816		
	6	ゆうちょ銀行 62019961			1,090,745		
3		動産(在庫商品)			10,500,000	H27.8.24売却許可	
4		関連会社等からの入金					
	1	(株)ソワン&ライフ			12,960,000		
	2	(株)ソワンティック			27,911,520		
	3	(株)芦屋龍命本舗			51,840,000		
	4	(株)グッドエイジ			70,000,000		
5		社宅解約清算金			95,233		
6		所得税還付金			12,487		
7		保証金返還(沖繩事務所ガス契約)			5,530		
8		預金利息			17,436		
9		労働保険料還付金			34		
10		分割和解金			73,500,000		○
11		利得返還金			26,923,587		
		資産合計	5,000,000	5,000,000	280,088,505		

負 債 の 部

番 号	科 目	届出債権額	評価額(異議の ない債権額)	備 考
1	財団債権(公租公課)	136,654	206,654	弁済済み
2	財団債権(電気)	29,227	30,041	弁済済み
3	財団債権(水道)	2,517	2,517	弁済済み
4	財団債権(電話等通信)	184,489	185,920	弁済済み
5	普通破産債権	15,326,939,064		※変動予定
	負債合計	15,327,291,951	425,132	

収 支 計 算 書

自 平成27年7月7日
至 平成30年7月10日

平成27年(フ)第6000号
破 産 者 株式会社goodgo99
破産管財人 弁護士 小 林 克 典

(単位=円)

収 入 の 部			支 出 の 部		
番号	摘 要	金 額	番号	摘 要	金 額
1	現金 (平成27年7月9日引継)	5,000,000	1	小口現金(通信費・事務用品・集会準備費用等)	2,954,388
2	預金解約払戻金	1,322,678	2	倉庫料	655,545
3	在庫商品売却	10,500,000	3	人件費(派遣社員)	6,346,633
4	関連会社等からの入金	162,711,520	4	賠償責任保険料	303,180
5	社宅解約清算金	95,233	5	事務所撤去費等	2,135,904
6	所得税還付金	12,487	6	旅費交通費	2,148,979
7	保証金返還(沖縄事務所ガス契約)	5,530	7	振込手数料	23,544
8	預金利息	17,436	8	手続費用	458,000
9	労働保険料還付金	34	9	訴訟費用	6,075,000
10	分割和解金	73,500,000	10	業務委託料(コールセンター等)	9,564,963
11	利得返還金	26,923,587	11	公租公課(財団債権)	206,654
			12	公共料金(電気・水道・電話等通信費:財団債権)	218,478
			13	台湾弁護士報酬	211,772
			14		
	合 計	280,088,505		合 計	31,303,040

差引残高 248,785,465